

君津市公告第 1 2 8 号

君津市農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定により君津市農業振興地域整備計画を変更するので、同条第 4 項において準用する第 1 1 条の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見があるときは、令和 7 年 9 月 8 日までに市にこれを提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議あるときは、令和 7 年 9 月 8 日の翌日から起算して 1 5 日（土日休日等閉庁の場合直後の開庁日）以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 7 年 8 月 7 日

君津市長 石 井 宏 子

1 縦覧に供する書類の名称

君津市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案及び変更理由書

2 縦覧期間

自 令和 7 年 8 月 7 日

至 令和 7 年 9 月 8 日

3 縦覧の場所

君津市役所 経済環境部 農政課（君津市久保 2 丁目 1 3 番 1 号）

君津市ホームページ

4 意見の提出先並びに異議の申出先

君津市役所 経済環境部 農政課（君津市久保 2 丁目 1 3 番 1 号）

5 その他

意見の提出並びに異議の申出は書面によることとする。

提出された意見については、趣旨を取りまとめ、処理結果を公告するものとする。